

# **新箕面市立病院整備基本計画(第1期)策定業務委託**

## **仕様書**

**平成29年10月**

**箕面市立病院**

## 1. 業務名

新箕面市立病院整備基本計画（第1期）策定業務委託

## 2. 目的

(1) 箕面市立病院（以下「当院」という。）は昭和56年の開院から約36年が経過し、施設の老朽化への対応が必須である。

そこで、箕面市立病院リニューアル調査検討業務委託を実施した結果、当院を現敷地、もしくはCOM1号館（+新船場北公園）敷地にて建替えることを決定した。

本業務では、建替え後の当院の規模（病床数、診療科目）や機能（急性期、回復期等の病床機能と、放射線治療などの医療機能）を検討するために必要な情報の収集・分析を行うものである。

なお、本業務の範囲は、建替え後の規模や機能に対する検討材料（複数案）の提示までとし、提案等は対象外とする。

(2) 当院は、市一般財源からの繰入金をゼロにして独立採算の運営をめざしており、自治体病院としての役割を果たしながらも、民間発想の経営が必要となっている。（実際に平成28年度からは市一般財源からの繰入金はゼロ）

建替後の病院経営についてもこの方針は継続するものであり、本業務は、当院の将来を左右する重要な要素を持つことから、高度な分析を行い、高いレベルでの将来予測と必要とされる規模や機能に対する検討材料の提示を求めるものである。

## 3. 履行期間

契約日の翌日から平成30年6月29日まで

ただし、平成30年4月から平成30年6月までは、当院との調整期間とするため、平成30年3月までに業務を完了させ、成果品を仮提出することを基本とする。

#### 4. 業務委託の内容

箕面市立病院リニューアル調査検討報告書（H29. 7）、新・市立病院改革プラン（H29. 3）を踏まえ、以下の業務をおこなうこと。

##### （１）内部環境の把握

現状の診療情報、財務情報などの収集・分析を行い、将来予測を行うための基礎データを把握する。

##### （２）外部環境の把握と分析

公開されている以下の最新情報の収集・分析を行う。（⑨は非公開のため、別途、情報提供する。）

※引用する最新情報については、別途協議の上決定する。

##### ①レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）

【公表元：厚生労働省】

- ・診療行為（健診項目）別の都道府県別、年齢別件数などの情報
- ・規模、病床機能や医療機能の予測に活用

##### ②DPC 導入の影響評価に係る調査「退院患者調査」

【公表元：厚生労働省】

- ・診断群分類（主要な病名）別患者数（施設別）や入院日数などの情報
- ・医療圏内の医療機関の疾患別患者状況の把握が可能
- ・規模、医療機能の予測に活用

##### ③患者調査（基幹統計）

【公表元：厚生労働省】

- ・年齢別受療率・入院日数、疾病分類別受療率・入院日数などの情報
- ・患者数、規模、病床機能の予測に活用

##### ④保険医療機関・保険薬局の管内指定状況

【公表元：厚生労働省 近畿厚生局】

- ・保険医療機関・保険薬局開設の届出、医療機関ごとの施設基準届出などの情報
- ・二次医療圏内の医療機関の設置状況、診療内容の把握が可能

- ・ 規模、医療機能の予測に活用

⑤大阪府保健医療計画・地域医療構想

【公表元：大阪府】

- ・ 保健医療計画は、府の医療提供体制の確保を図るための計画。地域医療構想は、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年(2025 年)に向け、病床の機能分化・連携を進めるため保健医療計画の一部として策定されたもの。
- ・ 規模、病床機能、医療機能の予測に活用

⑥大阪府病床機能報告

【公表元：大阪府】

- ・ 府内の病院の病床機能、救急告示・救急患者数、保有する主要な医療機器、疾患別患者数、職種別医療従事者数などの情報
- ・ 規模、病床機能、医療機能の予測に活用

⑦将来推計人口

【公表元：国立社会保障・人口問題研究所】

- ・ 市区町村別の年齢階層別人口推計などの情報
- ・ 患者数の予測に活用

⑧人口ビジョン（豊能医療圏内の自治体策定）

【公表元：箕面市】

- ・ 「まち・ひと・しごと創生法」（H26 年法律第 136 号）に基づく地方公共団体が策定する人口ビジョン
- ・ 2060 年までを 5 年毎に地区別年齢別で人口を推計
- ・ 患者数の予測に活用

⑨箕面市国民健康保険・後期高齢者医療制度レセプト情報

【提供元：箕面市】

- ・ 国保加入市民、及び後期高齢者市民の受療内容、受療場所に関する情報
- ・ 規模、病床機能や医療機能の予測に活用

⑩箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【提供元：箕面市】

- ・ 高齢者保健福祉施策及び介護保険事業の方向性と円滑な実施のための基本的事項を定めた計画
- ・ 医療機能の予測に活用
- ・ 現在第7期計画（平成30年度から）策定中

⑪その他、本業務に必要な情報

### （3）将来予測と将来像の検討材料の提示

①内部環境と外部環境の情報を多角的に分析し、「患者数の将来予測」を行うとともに、将来像として、建替後に必要とされる「規模」（病床数、診療科目）や「機能」（急性期、回復期等の病床機能と、放射線治療などの医療機能）についての検討材料（複数案）を提示する。

②放射線治療などの、新たに実施の可能性のある医療機能については、採算シミュレーションも行う。

③患者数の将来予測については、2060年までを予測する。

### （4）当院内での会議等への出席、説明（資料作成含む）及び議事録の作成

## 5. 議事録

受託者は、本業務の遂行において協議事項の内容を確認するため、打合せのつど、議事録を提出し当院の承諾を得るものとする。

## 6. 提出書類

受託者は、本業務の遂行において、下記の書類を提出しなければならない。なお、承諾された事項を変更しようとするときは、再度当院の承諾を受けなければならない。

- （1）着手届
- （2）業務実施計画書
- （3）工程表
- （4）現場代理人及び主任技術者届
- （5）完了届

(6) その他必要な書類

## 7. 成果品

- |                              |      |     |
|------------------------------|------|-----|
| (1) 基本計画（第1期）報告書製本           | ．．．． | 20部 |
| (2) その他作成資料、収集資料等            | ．．．． | 3部  |
| (3) 上記に係る電子生データ一式（CD-ROMに収納） | ．．．． | 1枚  |

## 8. 成果品の検査及び引渡し

受託者は、本業務完了時に当院の検査を受けなければならない。検査合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納入し業務の完了とする。

## 9. 著作権の帰属

受託者は、本業務の成果品及び本業務を実施する過程で作成したすべての原稿及び写真、データ等の著作権（著作権法第27条と第28条に定める権利を含む。）を含む一切の権利を、当院に帰属するものとする。

## 10. 今後の予定

本委託に引き続き、新箕面市立病院整備基本計画（第2期）策定業務委託を、平成30年度に発注予定である。

本委託で収集・分析した情報から、当院の規模や医療機能、整備手法、スケジュール等を決定し、基本計画（第2期）策定後に行う基本設計に必要な情報を反映させるものである。

## 11. その他

本仕様書は、本業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記なき事項については当院と協議の上これを決定する。